

< 声明 > 同志社国際高校の平和学習への文科省の「教育基本法違反」認定に抗議し、 平和学習・平和教育への国民的合意を広げる取り組みを呼びかけます

2026 年 6 月 7 日 平和・国際教育研究会

(1) 5 月 22 日、文部科学省は、同志社国際高校の研修旅行中の死亡事故に関する調査の結果として、「辺野古への移設工事に関する学習について、政治的活動を禁じる教育基本法第 14 条 2 項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある」との「見解」を発表しました。

文科省が、所管を飛び越え、個別の高校の教育内容を直接の対象にして「教育基本法違反」と認定することは初めての事態であり、教育内容に対する重大な国家介入であり、「国家からの教育の自由」を侵す異常事態です。そのことに私たちは強く抗議するものです。

(2) 今回の研修旅行において、生徒を含む 2 名の命が失われたことは、誠に遺憾なことであり、安全性の確保や事故の責任についての徹底した説明と今後への対策が取られるべきことは、いうまでもありません。しかし、学校教育活動の安全性の確保と、平和学習のあり方とは、はっきり区分して扱われるべき問題です。

その点で、今回の文科省「見解」は、平和学習のあり方に踏み込んで、政府が進める政策に反対する意見や運動の現場の調査、現地で当事者の声を聞くこと自体が「教育基本法違反」であるかのような解釈や教育行政の不当な介入を拡大する危険性を伴っており、多くの教育現場で、平和学習のための現地調査・研修活動への萎縮と躊躇を生み出すのではないかと思います。もし、政府の政策に対して、自由な思考や批判的判断の力を育てる教育が抑圧されるならば、学校教育は、平和や社会問題を学習する権利を抑圧し、戦前のように国家へ一方的にしたがわせる従順な「臣民」形成に向かわざるをえません。しかし今、国家は、その教育統制への一步を踏み出そうとしているのではないかと危ぶまれます。

(3) 今回の「見解」は、辺野古新基地建設に関する学習活動が「政治的活動を禁じる教育基本法第 14 条 2 項に反する」としましたが、この判断自体が、不当かつ根拠のないものといわざるを得ません。

第一に、教育基本法第 14 条第 2 項は、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治活動」を禁じているのであって、今回の「見解」は、その規範が犯されているという明確な事実を指摘していません。「見解」は、「様々な見解を十分に提示しておらず」、生徒らに乗せる船が抗議船であること、牧師の抗議活動に関する説明、研修旅行のしおりに「座り込みをお願いする文書」が掲載されたことなどをあげて、その研修学習が、禁じられている「政治的活動」に該当するとして教育基本法第 14 条違反を根拠づけています。しかし、党派的政治教育だという明確な根拠は示していません。このような判定がまかり通るならば、文科省や教育行政の恣意的判断で、現場の平和学習が「教育基本法違反」とされてしまうという危険な状態が広がりかねません。

第二に、憲法・教育基本法が保障する「国家からの教育の自由」から導き出される教育の「中立性」とは、なによりも、国家が、教育の自由の場で行われる教育のあり方について、直接それが間違いだとか法令違反だという判定や評価をしないことを規範とするものであり、その意味で国家が教育内容や方法について「中立」の位置を保たなければならないということです。今回は、この「中立性」規範を国家が公然と侵すものといわなければなりません。教育現場では、教育のあり方に関して議論や批判や時として間違いが生まれることはあります。しかしそれは国家からの「教育の自由」の仕組みの下で、議論され、改善されていくべきものです。今回の「見解」はそれを飛び越えて、直接教育の内容や方法について文科省が評価・管理するところへ踏み込むものです。それが許されるならば、学校教育はつねに、国家や教育行政の監視にさらされるという異常事態が生まれてしまいます。そのような国家による教育監視の日常をつくり出してはなりません。

(4) 今、世界は、戦争拡大のリアルな危機の中に投げ込まれています。今こそ、ひとり一人が平和を考え、議論をし、どうすべきかについて主体的な意見や考えをもてるようにすること、そのための主権者教育が求められています。

そのなかでは、平和の方法や価値的方向性については、それぞれが責任をもって考え、議論すべきものであり、学校や教師が一方的に教え込むものではありません。またそこでは、教師は人類が蓄積してきた平和への努力や規範の到達点をきちんと伝えとともに、多様な考えを自由に議論しあい、表現の自由と社会参加の自由を保障することが必要です。国家はそういう「教育の自由」の世界における平和学習・平和教育を監視し、統制するのではなく、その学習の自由を守り育てる責務があります。教育基本法第 14 条が求める「政治的教養……（を）教育上尊重」することは、公教育としての学校教育の責務だということができます。

今、戦争の恐怖が広がり、人々が平和の中で生きていく希望が見えなくなりそうな状況の中で、国民的、さらに世界的な平和への共同をつくり出していくことが、不可欠になっています。平和学習・平和教育の萎縮と禁止へ向かう時代錯誤を呼び寄せてはなりません。今こそ、平和学習・平和教育を広める国民的合意を創り出していかなくてはなりません。